

わが国企業の競争力強化に向けて

第1部：企業の電力制約への対応と求められる施策

第2部：アジア市場での競争力強化に求められる施策

2014年4月15日

一般社団法人 日本経済団体連合会

目次

はじめに	2
第1部 企業の電力制約への対応と求められる施策	5
1. バリュー・チェーン上で電力制約が企業活動に与える影響と企業の対応	5
(1) 研究開発	8
(2) 製造	8
(3) 出荷・物流	9
(4) 販売・マーケティング	10
(5) サービス	11
2. わが国企業の電力制約克服に向け政府が講じるべき施策	12
(1) 「2030年」時点での国内における事業活動を維持するために	12
(2) 求められる施策	14
1) 経済性のある価格での安定的な電力の確保	15
2) 各企業の省エネ化等の取り組みの支援	15
3) 電力の地域連携・面的融通の円滑化	16
4) エネルギー関連産業の競争力強化と海外市場の獲得	17
第2部 アジア市場での競争力強化に求められる施策	18
1. バリュー・チェーンにおけるアジアと日本	18
(1) アジアの重要性	18
(2) バリュー・チェーンにおける日本の役割	20
2. 競争力強化に向けて重視すべき施策	22
(1) 日本の付加価値創出力の強化	22
1) 国際的なイコール・フットイングの確保	22
2) イノベーション創出力の強化	23
(2) アジア域内のサプライ・チェーンの強化	24
1) アジアでの経済連携・協力の推進	24
2) 域内での生産力・販売力の強化	26
補論 企業の競争力と国の競争力	27
別添 電力制約克服に向けた政策要望集	30

はじめに

企業のためめ経営努力、行き過ぎた円高の是正やデフレ脱却に対するアベノミクスの成果・期待感を背景に、足もとの業況は改善傾向にある。われわれは、引き続き、努力を重ねることによって経済の好循環の実現を確かなものとしなければならない。そのため、国内外に展開しているサプライ・チェーン¹を整備・強化しつつ、それをベースにバリュー・チェーン²の高度化を図ることにより、一層大きな付加価値を生み出すことで、新たな発展に向けた競争力の強化に取り組む必要がある。

他方、国内に立地する企業を取り巻く環境は依然として厳しい。本格的な人口減少や急速な高齢化による国内需要の縮小・成熟化³をはじめ、為替・金利の急激な変動、電力制約・環境規制、諸外国に比べて重い税・社会保険料等の公的負担など、わが国企業の競争力に大きな影響を与えるリスクや制約、制度的要因が存在している。わが国企業が競争力を維持し、経済成長を続けていくために、政府は、こうしたリスクを極小化するとともに制約を取り除き、最大限に民間活力を引き出しうる環境を整備し続けることが不可欠である。

こうした認識の下、経団連では、わが国と企業が将来においても国際的に競争力を有する姿を念頭に置き、これを実現するために求められる企業自身の取り組みや政府に求める施策について検討し提言することとした。

本提言では、わが国企業が直面する課題のうち、喫緊の課題として企業の関心が高い「電力制約への対応」、「アジア市場での競争力強化」を採り上げた。

東日本大震災に端を発した電力制約(電力供給不安、燃料調達費負担の増加、電力料金の上昇等)は、企業の規模・業種・業態によって程度の差があるもの

¹研究開発、調達、生産、物流、営業・販売等、ある製品が、原材料から生産されて最終消費者に届くまでのプロセス。

² ある製品について、研究開発、調達、生産、営業・販売等の一連のプロセスにおいて付加価値が蓄積されることで、顧客に対する最終的な価値を創出するとの概念。サプライ・チェーンがモノの流れに注目するのに対し、バリュー・チェーンでは付加価値が一連のプロセスのどこで創出されているかを重視する。

³ 2030年までに日本の総人口は約1,100万人、生産年齢人口は約1,400万人減少、高齢化率(65歳以上の割合)は8.6%上昇(31.6%)すると見込まれている。「国立社会保障・人口問題研究所推計」

の、企業活動に多大な負担を強いている⁴。震災後、関係者の懸命な努力により大規模な停電こそ回避されてはいるものの、電力供給は価格と量の両面において大きな問題を抱えたままであり、足もとで状況が大きく改善される見通しも立っていない。そこで、第1部において、電力制約が企業に与える影響や企業の対応策を例示するとともに、政府が講じるべき施策について提言した。

第2部では、わが国企業がアジア展開を拡大するにあたって政府に求める施策をとりまとめた。グローバル競争が激化する中、わが国企業のサプライ・チェーンを整備・強化しつつ付加価値創出力を高め、世界市場において収益力を強化することは、わが国企業の持続的成長の鍵となる。とりわけアジア⁵は、世界における成長センターであるだけでなく、わが国企業が半世紀以上にわたりサプライ・チェーンを構築してきた地域であり、当該地域での成否は企業の成長に直結する。こうしたことから、わが国企業のバリュー・チェーンの実情に合わせて、グローバル競争に打ち勝つための産業基盤を整備すると同時に、アジア諸国との経済連携・協力を一層推進し、アジアとともに成長することが重要である。

もちろん、わが国企業が乗り越えるべき課題はこれだけにとどまらない。「試作品ネットワークの維持と技能人材の育成・補強」、「地域活性化に向けた異業種間の連携」など、わが国企業の競争力強化に向けて具体的な課題設定を行い、引き続き検討を重ね、提言をとりまとめていく。

折しも、2020年東京五輪の開催が決定した。東京オリンピック・パラリンピックをひとつのマイルストーンとして捉え、わが国企業が競争力を維持・強化するために解決すべき課題や改革の方向性を整理し、政策を実施していくことが重要である。

⁴ 経団連「電力問題に関する緊急アンケート結果」（2013年4月）において、当面（今後2年～3年）の事業活動への影響として、「電力の供給不安・節電要請や電力料金の上昇は、とりわけ製造業の事業活動（生産、国内・海外設備投資、収益）に大きな影響を及ぼす。」との見解が示されている。

⁵ 本提言では、日本、中国、韓国、台湾、ASEAN、インドを中心とした国・地域を想定する。

なお、われわれは検討にあたり時間軸として、「2030年」を念頭に置きつつ、わが国企業が競争力を持ちうる姿を想定した。今後15年という期間は、連続的・非連続的な変化の如何を問わず、中期的な取り組みの成果が表れる時期の一つとも考えられるからである。また、「2030年」は今の子どもたちが成人に達する時期でもある。わが国の将来を担う子どもたちが社会に出る時、わが国企業が諸外国に比べて競争力を維持し、「日本」という国への希望を抱けるような経済社会を構築していくことは、われわれ現役世代の責務であるとする。

第1部 企業の電力制約への対応と求められる施策

1. バリュー・チェーン上で電力制約が企業活動に与える影響と企業の対応

企業は、電力原単位（単位活動あたりの電力消費量）の低減に向けて、生産時間・拠点の集約や、様々な固定費の削減、既存設備の統廃合、省エネ設備・技術の導入など懸命に自助努力しているが、もはや限界の域にあるとの声が強い。制約要因としての電力問題にわが国がどう対処していくかは、国の経済政策と企業経営の両面において極めて重要な課題となっている。

世界的な需要の拡大を背景に燃料価格が高水準で推移する中、東日本大震災後の原子力発電所停止に伴う火力発電の焼き増しによる原油・LNG等の輸入が増加⁶したこともあり、貿易収支の赤字傾向が続き、経常収支も赤字となる時期もみられている。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度も相まって電力料金は上昇し⁷、企業収益を圧迫している⁸。一方で、セキュリティの確保や品質管理・保全のためのデータの蓄積など、社会的な要請からより多くの電力を必要とする案件も増加している。

こうした中であっても、厳しい競争下に置かれた企業が電気料金上昇分を製品・サービス価格に転嫁することは容易ではない。電力制約の長期化は、オイルショック時に国内のアルミ精錬が事業の撤退を余儀なくされたことを想起させる。現在の電力制約が続けば、電力多消費型の製造業を中心に、生産や投資の海外比率を高めるだけでは対応できず、国内事業活動の大幅な再編や海外展開等の決断を迫られることとなる。そのような流れが本格化すれば、わが国の強みとしての国内サプライ・チェーンや付加価値を生み出してきた工程においても一部海外移転は避けられず、高い技術力・生産力・販売力をもった企業か

⁶ 燃料費は、震災前の3.6兆円（2010年度実績）から、2011年度実績で約2.3兆円増、12年度実績で約3.1兆円増、13年度は推計で約3.6兆円増加であり、1人あたりでは約3万円の負担増の見込み（総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 需給検証小委員会資料（2013年10月）より）

⁷ IEA「World Energy Outlook 2013」によると、2013年の日本の産業用電力価格は米国の2倍以上、2035年でも約2倍と予測されている。

⁸ 例えば、電力料金の値上げによる普通鋼電炉業への影響（2012年度実績）として、電力料金の負担増額分は、対経常利益の2.2倍に上る（経団連事務局調べ）。

ら形成される国としての競争力は低下する。また、自動車、機械等の裾野が広い産業は、ある閾値を超えた時には、サプライ・チェーンごと海外移転する可能性が高く、地域経済は存亡の危機に直面する。さらに、国内の循環型社会の構築や資源セキュリティの確保に寄与している電炉業などが失われることになれば、当該産業における雇用機会は失われ、国内の循環システムも寸断されかねない。実際、こうした状況を憂慮して、日本において高い付加価値を生み出し、経済の発展につなげていくために早急に対策を講じるべきとの声も強い。

エネルギーの国際動向に目を向ければ、米国発のシェール革命が進展しており、将来的にわが国でも、LNG輸入価格の下落に伴い、原材料コストの低減に加え、燃料の転換、素材の代替等の利用の拡大や、これらに伴う製品の研究開発・設備等への投資拡大といった影響が期待されている。しかし、わが国が米国シェールガス由来のLNGの輸入を開始するのは2017年以降と見込まれており、すぐに国内の電力・エネルギー事情が好転するわけではない。また、こうした影響は、主にエネルギー多消費型の製造業・エネルギー関連産業からとなるため、ガス価格等の一部を除き、社会全体にその影響が拡大するには時間を要する。しかも、足もとではシェールガスを持つ国と持たざる国の天然ガス調達価格差が拡大しており、今後とも地域間のエネルギー価格差が継続する場合、素材関連企業にとっては国際競争力を維持・向上させるため、シェールガスの採掘源に近い地へと工場等の移転を加速させることが合理的な選択となる。一方で、新興国を中心に引き続き経済成長が見込まれる中、電力・エネルギーの確保は、グローバルな課題であり、その解決策である創エネ・省エネ等に関する技術・製品・ノウハウを他社・他国に先駆けて提案することは、新たなビジネスチャンスとなりうる。

そこで、現在行われている電力制約による事業活動への影響と対策について、他の産業と比較して電力を多く使うと想定される産業分野を中心に、企業活動を単一的に捉えるのではなく、バリュー・チェーン全体に沿って機能毎に分類した上で、各産業・事業がどの段階で影響を受け、その克服に向けてどのように取り組んでいるのかを示すことによって、以下に類型化を試みた（図表1）。

図表1 バリューチェーン上で電力制約がもたらす影響

(+):プラスの影響 (-):マイナスの影響

	研究開発	製造	出荷・物流	販売・マーケティング	サービス
食料品、化学、紙・パルプ		(-)			
鉄鋼/電炉、機械	(+)	(-)			
自動車		(-)			
電機	(+)	(-)			(-)
建設		(-)	(-)		
電力		(-)	(-)		
卸売、小売			(-)	(-)	

(出所)事務局作成

(参考) 製造業企業における利益率が最も高い事業段階(複数回答) (%)

	研究、開発・設計・試作	製造・組立	販売	アフターサービス	リサイクル
製造業計	9.1	44.4	30.8	10.5	2.8
自動車	5.0	66.7	22.2	18.2	0.0
鉄鋼	0.0	57.1	20.0	0.0	16.7
化学	4.2	50.9	27.7	0.0	0.0
医薬品	36.1	50.0	40.0	0.0	0.0
電気製品	17.2	40.3	23.0	9.4	0.0
食料品	9.1	40.0	50.0	0.0	0.0
機械	23.5	23.5	35.3	14.3	0.0

(注)日本の店頭公開、上場している製造業を対象としたアンケート調査結果。有効回答数は394社。
(出所)経済産業省、厚生労働省、文部科学省「ものづくり白書」(2005年版)

（１）研究開発

研究開発は、新技術の獲得や新事業の育成を行うために、新たな知識の創出を図る活動である。企業にとって重要な成長のエンジンであるプロダクトイノベーション（新製品・サービスの開発）やプロセスイノベーション（作業工程の効率化による生産性向上）は、通常、研究開発から生み出される。

各社は、環境を成長分野のひとつとして捉えるとともに、電力制約の高まりもきっかけに、省エネ技術・製品等の開発に注力している。例えば、機械の小規模化や家電の省エネ化、SiC（炭化ケイ素）半導体の高機能化、高性能蓄電池の開発、軽量化素材の開発【機械・電機・化学】、分散型電源や自動車の動力源としての燃料電池量産化に向けた技術開発【機械・自動車】、水素ステーションなど各種インフラ開発・整備【ガス・石油】、高機能鋼材の開発【鉄鋼】等に取り組んでいる。現在の電力制約に大きな改善が見込まれない場合には、こうした研究開発の強化を通じて新たな産業を生み出す努力が一層求められることになる。

他方、こうした研究開発段階に関し、継続的な実験や大量のデータの保存、新製品開発のためのプロジェクト等によっては電力を多く消費する場合もある。電力制約の影響を極力軽減することは、エネルギー・環境等の分野を中心に新たなイノベーションを支えることにもつながる。

（２）製造

製造段階は、各社が製品の付加価値を生み出している過程であり、かつ各社が強みを発揮していることが多い（図表 1 の参考）。電力制約により、バリュー・チェーン上とりわけ製造工程における電力使用額比率が相対的に高い鉄鋼、非鉄、化学、製紙、産業ガス、半導体等の産業などにおいて、極めて深刻な影響が出ている。

もちろんこうした電力多消費型の製造業だけでなく、その他の製造業においても、工場における電力のピークシフトや自家発電設備、エネルギー効率の高

い機器・システムの導入など様々な対策を講じて負荷の軽減に努めているが、抜本的な改善には至っておらず、厳しい経営環境が続いている。

とりわけ比較的影響が大きい産業では、生産量や売上高に比例する変動エネルギーの削減に向けた使用エネルギーの見える化【機械、電機、自動車】、石炭、ペトロコークス等の安価な燃料の活用、コンビナートと近隣工場間での熱や電力の融通【化学】、発電設備の高効率化や次世代コークス炉等の導入推進【鉄鋼】、冷蔵・冷凍庫の温度管理の徹底や天然ガスボイラーの使用、省エネタイプの蒸気の導入【食品】、自前で調達可能な黒液（木材チップ）の使用や、黒液の効率的な活用に向けたバイオマス発電の実施【製紙】に取り組んでいる。また、こうした有効な対処方法を持たない電炉業界では、人員ならびに賃金や生産設備の削減等、自らの身を削る対応を迫られている企業も出てきている【鑄造・電炉】。

他方、シェール革命によりLNGを搬送するための超低温ポンプへの需要は高まっているが、製造の中心は米国であるため国内市場の活性化にはつながっていない【機械】など、国内経済へのメリットは顕在化していない。むしろ生産地である米国の化学会社がコスト競争力を強めることも背景に、国内の化学会社は生産設備の再編を迫られるとともに、米国等への投資指向を強めている状況にある【化学】。

（3）出荷・物流

出荷・物流段階は、完成品のほか、原材料・資材・部品の調達や倉庫における保管・管理等であるが、競争力を維持・強化するために、自社の物流部門や物流各社では、リードタイムの短縮や在庫縮減等の顧客からの高い要求水準を経済性のある価格で実現していくことが常に求められている。

しかし、物流各社でも、輸送用燃料価格の高止まりによる悪影響と物流センター等における電力コストの上昇に直面しており、厳しい対応を迫られている。例えば、物流センター等の施設の省エネ化や自家発電機器の導入のほか、将来、

再び大震災が起きることを想定し、事業継続（Business continuity planning: BCP）の観点から自前の燃料を備蓄すること等によるコスト増にも直面している【流通、物流】。また、温度・湿度の管理、セキュリティ確保の観点から、倉庫本体での削減には限界があり、管理部門等での使用量の削減などに努めている【倉庫】。この他、輸送面では、モーダルシフトや、電気自動車・天然ガス自動車の活用促進を図るなど、電力制約は物流面においても各種コストアップ要因となっている。

他方、一段の省電力型システムを生み出すことに成功すれば、オイルショック後のわが国企業の隆盛を再現することも可能であり、危機をチャンスに転化する創造力が求められている。

（４）販売・マーケティング

販売・マーケティングは、顧客との接点となる領域で他社の製品・サービスとの差別化を図り、収益を上げていくものとして捉えられている。特に、競争が激しくなる中においては、わが国企業が勝ち残るために重要な役割を果たす。

例えば、製造業では、新しい製品やサービスの開発、コスト削減、品質向上、などイノベーションの創出を管理する仕組みの構築に向け、ITを活用して、顧客情報や購買履歴など様々な情報を集積・利用しているが、それに伴い消費電力量も増え続けている。

また、小売業では、顧客との距離が近く、かつ規模の経済効果を活用していることから、当該地域の動向の影響を受けやすい。商品の陳列・サービス水準等の顧客のニーズにいかに応じるかで、同業他社と差別化を図っている。こうした業態の性格上、電力制約があったとしても、店舗を閉鎖し他の地域に新設して、これまで同様に顧客ニーズを汲み取ることは容易ではなく、厳しい条件下で収益を上げる努力を行わざるを得ない。加えて、本格的な少子高齢化を迎える中で内需の拡大が見込みにくい状況下にあっては、電力制約は収益により大きな影響を与え続ける。

各社は、こうした状況を少しでも軽減するため、データベースのクラウド化【電機】、店舗内照明のLED化や自家発電設備の導入等を進めている。また、大型店舗では再生可能エネルギーを導入しているところもある【小売】。しかしながら、物流段階と同様に商品価格への転嫁は困難であるため、追加的なコストとならざるを得ない状況にある。

(5) サービス

サービスは、製造業の立場ではアフターサービスの充実が、また非製造業では対個人・対事業所サービスの向上が、一つの有力な収益源として考えられている。

経済のサービス化やIT化の進展、さらにはセキュリティに対する社会的な要請の高まりによって、電力への依存は今後とも強まると見込まれるなか、節電・省エネがますます重要となっている。そこで、製造業各社はデータセンターを使用した省電力化（例：フリークーリングの活用、相変化冷却方式の採用等）に取り組んでいる【電機】。

また、個別の取り組みに加えて、地域、サプライ・チェーン等のグループ単位で協力・連携し、スケールメリットによる競争力の向上という観点も重要である。例えば、スマートエネルギーサービス（例：EMS、分散型蓄電システム等を用いたエネルギー最適利用やセンサ技術を用いた快適かつ省エネ型のオフィス環境の提供）の提供【電機】や、エネルギーの地域連携・面的融通の促進【建設】も検討している。

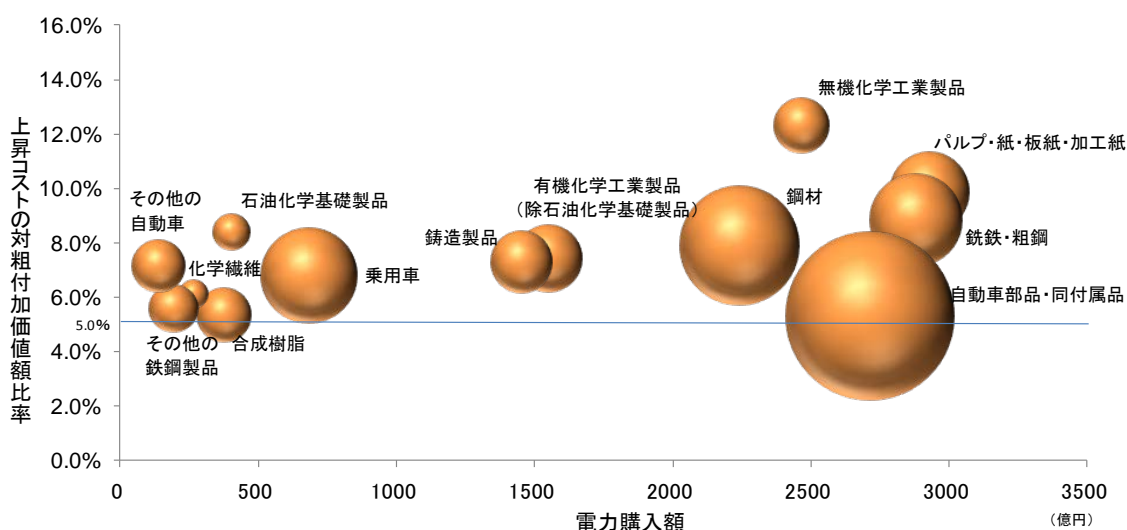
2. わが国企業の電力制約克服に向け政府が講じるべき施策

(1) 「2030年」時点での国内における事業活動を維持するために

前述のような電力制約下における個々の企業行動は、生産・調達の効率化、リスク分散、海外市場の拡大等を踏まえた国際分業の進展に伴い、わが国の産業構造や地域経済の姿も変化させるものと考えられる。特に、化学や鉄鋼、製紙などの装置型産業は、電力購入量が多く付加価値額も大きい（図表2・図表3）が、グローバル競争の激化による価格競争と、電気料金の上昇による収益への下押し圧力という極めて厳しい状況に直面している。

また、これらの産業は、地域の基幹産業として地元経済・雇用を支えるとともに、常用雇用者一人当たりの賃金が製造業平均を上回るなど、わが国全体でも、国民生活の豊かさを支える一つの産業と位置付けられる（図表4）⁹。

図表2 電力価格31.3%上昇時の製造業収益への影響(例)



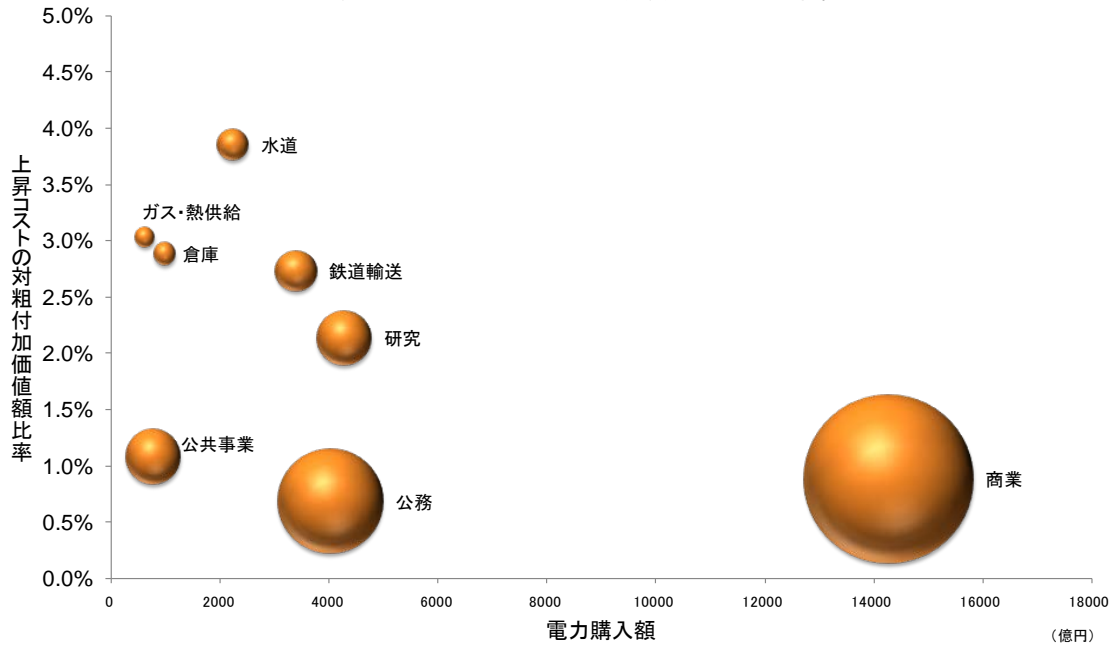
(注1) 円の大きさは、各産業の付加価値額を示す。

(注2) 上昇コストの対粗付加価値額比率: 収益への影響を示す指標として、電力価格上昇前の粗付加価値額(生産活動により新たに生み出された富であり、産業連関表上、国内生産額と原材料等の中間投入額計の差。内訳は家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、間接税等)に対する生産コストの上昇額の比率。また、2010年比で31.3%の上昇は、一般電気事業者が2012年度に電気料金引き上げのみで黒字化するために必要な値上げ水準。

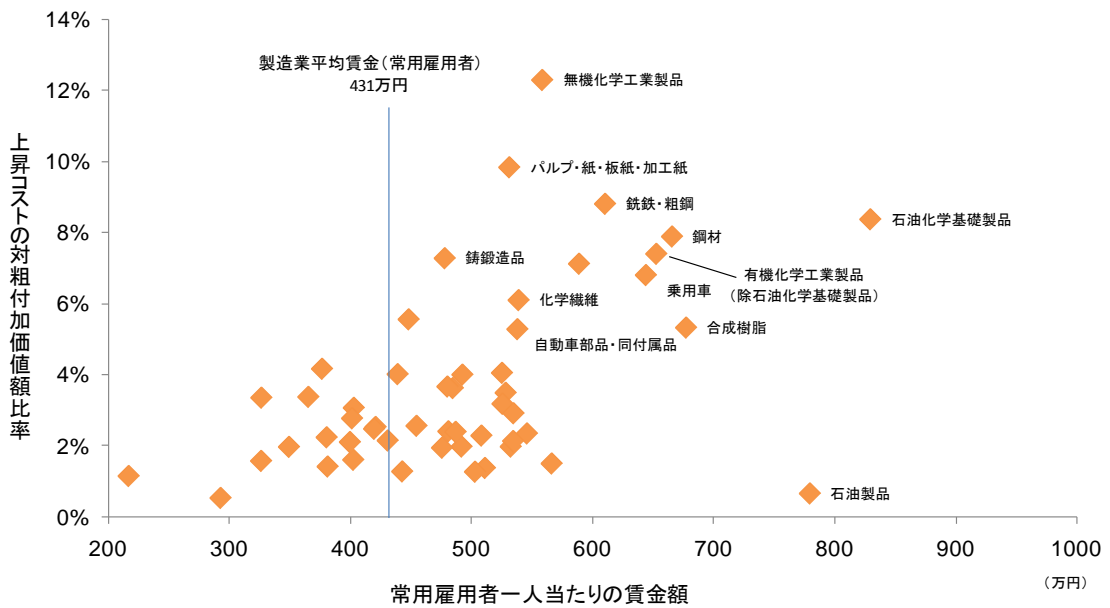
(出所) 日本総研「Business&EconomicReview」(2012. 9)「電力料金上昇の影響分析と対策」を一部事務局で加工

⁹ 上昇コスト対粗付加価値額比率5%を超える製造業は13種。これら産業の常用雇用者数は約12万人、付加価値額は約18兆円にのぼる。

図表3 電力価格31.3%上昇時の非製造業収益への影響(例)



図表4 雇用者賃金と電力料金上昇の影響



電力制約が長引けば、地域経済のみならず、わが国全体への賃金や雇用への影響は計り知れず、結果として、わが国の生活水準は、家計の電力料金値上げによる負担増¹⁰と相まって低下していくことが懸念される。このような事態は、わが国の国民にとって望ましいものではない。

今後とも豊かな経済社会を実現し、国際的にも存在意義の高い国であり続けるためには、わが国が直面した電力制約という難局を乗り越えなければならない。中でも、わが国企業の競争力の維持・強化という観点では、電力を経済的な価格での安定的に供給できるような環境整備は喫緊の課題である。

同時に、新たな成長を促すためには、電力制約を機に進んでいる省エネ技術・製品・システムの研究開発活動を促すインセンティブの強化や、再生可能エネルギーのコスト低下につながる技術革新への支援などが重要である。また、電力制約の影響を受ける企業の節電・省エネ努力を促すためには、自家発電設備の導入や、電力効率の高い機器やシステムなどの省エネ化投資を後押しする政策の充実も不可欠である。さらに、これらの技術・製品・ノウハウが国内外で新たな市場を獲得し、わが国経済の成長や雇用の確保へと結びつけられるよう官民あげた取り組みを進めていくことが大切となる。

なお、具体的な施策を考えるにあたり、東京五輪を一つのターゲットとすることが有益である。五輪は多くの訪日外国人に対してわが国の省エネ技術・製品、再生可能エネルギー技術等をアピールし市場拡大に拍車をかける契機となる。また、五輪の開催時期は電力ピーク時の夏季であり、少なくとも首都圏において電力需給が逼迫する状況を解決できるかどうかの試金石となりうるからである。

(2) 求められる施策

以下では、企業活動のベースとしての電力の確保に向けた施策と、各企業の省エネ化に向けた取り組みへの支援、電力の地域連携・面的融通の円滑化、海

¹⁰ 標準世帯電力料金は、震災前と比べ平均2割程度上昇。

外市場の獲得といった観点から、取り組むべき項目について列記した(詳細は、後述の「電力制約克服に向けた政策要望集」を参照)。

1) 経済性のある価格での安定的な電力の確保

経団連「今後のエネルギー政策のあり方に関する提言」(2013年10月)で盛り込まれた考え方、施策を実現すべきである。

①早急に検討・措置すべき施策

- 安全性の確保を大前提とした、原子力発電所の再稼働プロセスの加速化
- 固定価格買取制度、地球温暖化対策税の見直し
- 電力システム改革の丹念な検討
- 火力発電所の環境アセスメント手続きの簡素
- 風力・地熱発電所の建設に係る環境アセスメントの迅速化・合理化

②中長期的に検討・措置すべき施策

i) 化石燃料の確保

- 積極的な資源外交の展開
- わが国近海に賦存する海洋資源の開発・商業ベース化の実現
- シェールガスなど非在来型天然ガスの活用のための環境整備

ii) 再生可能エネルギーの普及

- バイオマス発電にかかる廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可の不要化
- 東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和

2) 各企業の省エネ化等の取り組みの支援

震災前のように、電力・エネルギーが経済性のある価格で安定的に活用できる状況を実現するためには、上記のような施策に加え、電力の需要サイドである企業の節電・省エネ行動や、水素など代替エネルギー確保に資する技術発展を後押しする政策も不可欠である。

①自家発電設備の導入促進

- 自家発電設備の導入促進のための補助金の拡充、規制・制度改革

②省エネ技術の革新、省エネ機器の普及

- 省エネ機器購入のための補助金の拡充
- 省エネ技術の研究開発の推進

③エコカー、エネファームの普及

- エコカー、エネファーム（家庭用の定置用燃料電池）普及のための財政措置、規制・制度改革

3) 電力の地域連携・面的融通の円滑化

企業からは、震災リスク等への対応として、自前でエネルギーの確保を行いたいというニーズがあるが、現在、個別企業の取り組みでは投資コストが大きく、投資額の回収が困難な状況にある。また、排熱と電気の効率良いバランスの実現も難しい。他方、社屋や工場など、地域の防災拠点としての要望も強まっている。

そこで、非常時における企業の事業継続、地域住民の生活の維持（Life Continuity Performance: LCP）のための電力セーフティネットワークの構築という観点から、蓄電施設間で送電を行う仕組みや、地域単位もしくは周辺のサプライ・チェーン企業等を巻き込んだ形での面的な電力の融通などが重要となっている。

一つの例として、工場等の生産拠点を含めた、災害に強いスマートシティの構築がある。地方自治体や地域社会の支援の下、自家発電や太陽光発電を持つ施設を中心に街区を形成し、その街区と病院や庁舎などの防災拠点をつなげてグリッドを構成することで、電力の自立性を確保しつつ、各街区が相互に電力を融通することが可能となる。このような電力の面的利用の拡大は、電力コス

ト全体の節約にも貢献し、地域・都市としての魅力向上にもつながる。

- 地域間（東西間、北海道・本州間等）の電力融通を行うための機能の拡大
- 未利用エネルギー活用など複数の行政機関に跨る申請窓口の一元化
- 省エネ設備等の導入促進に向けた容積率の緩和
- 面的融通のための配管・配線の埋設設置基準の緩和
- エネルギーの多様化・供給条件の緩和
- 熱電一体供給の許可

4) エネルギー関連産業の競争力強化と海外市場の獲得

これまで、わが国企業はエネルギー技術を開発するとともに、関連設備・機器、インフラ等を輸出することを通じて、諸外国のエネルギー対策に貢献してきた。こうした取り組みは、わが国としてのプレゼンスの向上と企業の国際競争力の維持・強化にもつながることから、エネルギー関連事業の輸出力強化と海外市場の獲得に向けた政府による積極的な支援を展開していくことが重要である。

- 二国間オフセットメカニズムの本格的な導入やODAの活用
- 日本の省エネ技術・製品等に関する知的財産権の適切な保護
- 国際標準化の推進と先端エネルギー技術の諸外国での実証・普及促進

第2部 アジア市場での競争力強化に求められる施策

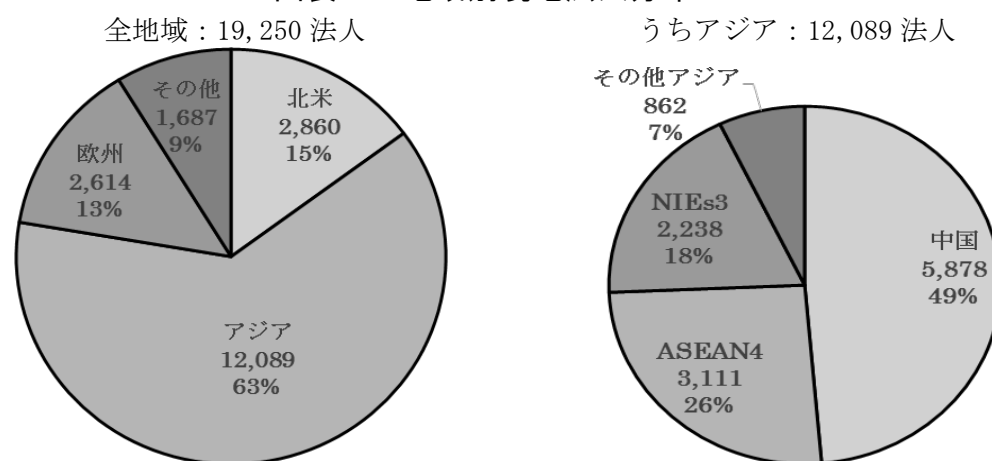
1. バリュー・チェーンにおけるアジアと日本

(1) アジアの重要性

ICTや物流面での技術革新、貿易自由化等による経済のグローバル化は、企業が世界中から資本、知識・技術、人材、資源・部材等を調達して生産活動を行い、世界のあらゆる市場で商品・サービスを販売することを可能とした。それは同時に、企業の競争のあり方を抜本的に変え、世界における生産拠点および市場としての日本の相対的な位置づけを低下させることにもつながった。

生産拠点については、わが国企業は生産コストの削減や円高に対応するため、国際分業の一環として積極的なアジア展開を進め、同地域における貿易自由化の動きと相まって、域内において厚みのあるサプライ・チェーンと産業集積を構築するに至った（図表5）。今やわが国企業にとって域内でのバリュー・チェーンの高度化は経営戦略上不可欠であり、アジア各国での賃金上昇、過度な円高の修正が見られる現在にあっても、わが国企業のアジア展開の拡大傾向は継続すると見込まれる。¹¹

図表5 地域別現地法人分布¹²



出所：経済産業省「第42回海外事業活動基本調査」（2013）より作成

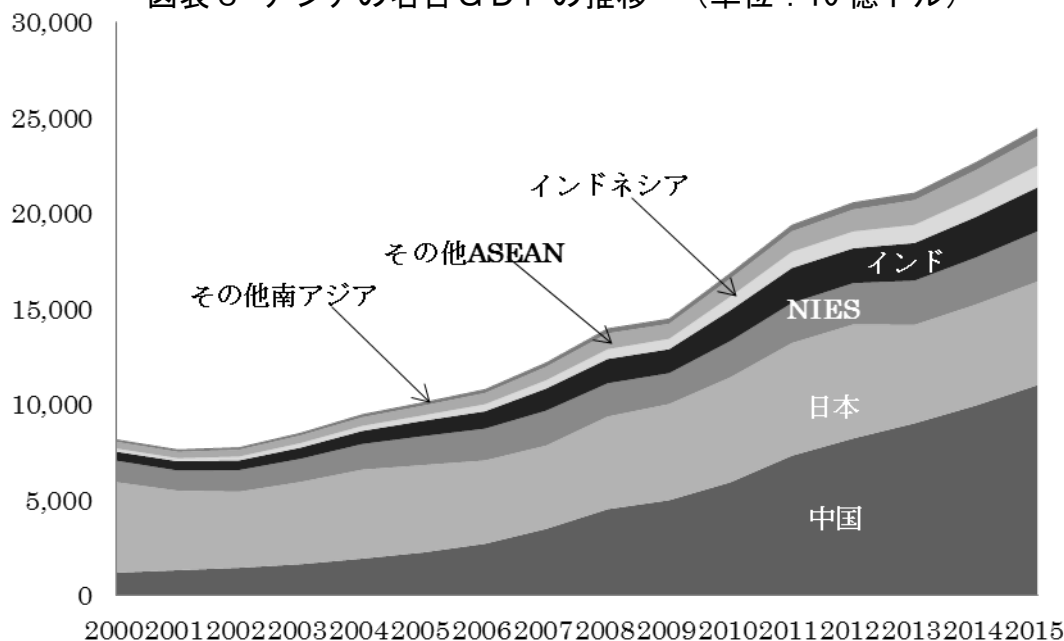
¹¹ 国際協力銀行「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告」（2013）において、海外事業を強化・拡大すると回答した企業は82.5%に上るほか、日本政策投資銀行「設備投資計画調査」（2013）においても、わが国企業が海外展開を強化する方向にあることが示唆されている。

¹² NIES3：韓国、シンガポール、台湾

ASEAN4：インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ

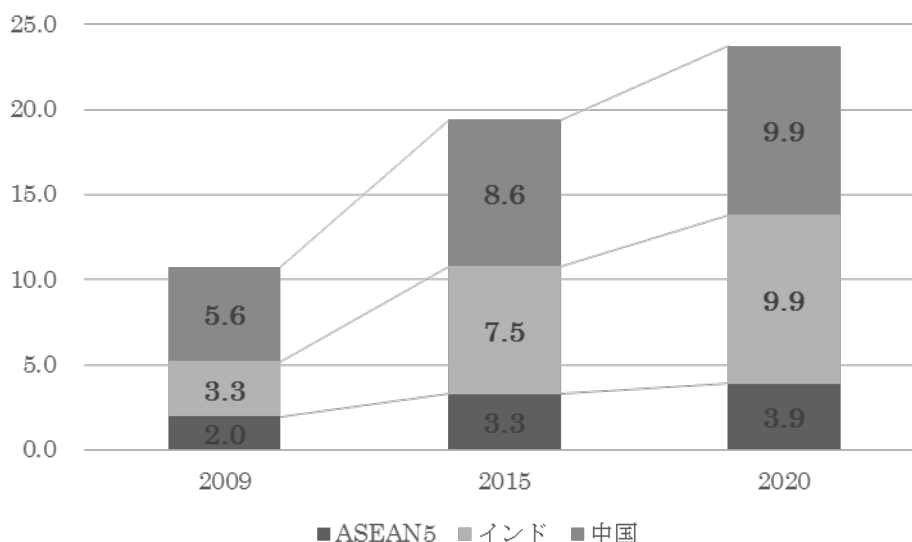
市場についても、アジア諸国の成長は著しく、世界市場における存在感は今後一層高まると予想される（図表6）。特に、購買の中心となる中間層が大きく伸びると見込まれ、企業にとってアジア市場での販売拡大は極めて大きな意味を持つことになる（図表7）。翻って、わが国は少子化・高齢化、人口減少といった構造的な課題を抱え、人口をベースとした経済成長は現状では望みにくい。

図表6 アジアの名目GDPの推移¹³（単位：10億ドル）



出所:IMF「World Economic Outlook」(2013)より作成

図表7 アジアの中間層の推移¹⁴（単位：億人）



出所:Euromonitor Internationalより作成

¹³ NIES: 韓国、シンガポール、台湾、香港

¹⁴ ASEAN5: インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ

他方、アジアは、政治体制や経済発展段階、法制度、文化・慣習等が多様な国々で構成されていることから、わが国企業は、現地での経営に携わる優秀な人材の獲得や、各国の規制や商慣習、消費者のニーズに応じた対策が求められている。そのため、官民協力のもとで、アジア域内においてボーダレスに事業展開ができる環境を整備するとともに、各国特有のリスクやニーズに的確に対応していくことは、わが国企業の競争力を強化する上で極めて重要な課題である。

(2) バリュー・チェーンにおける日本の役割

わが国企業は、アジアにおける多様な市場ニーズへの対応と新興国企業等との価格競争という困難な課題に直面しており、ボリュームゾーンとなる中間層に受け入れられる価格帯を維持しながら、ローカル・ニーズに合致した製品・サービスをいち早く投入することが一層重要になっている。また、生産技術の革新等により製品・サービスのコモディティ化が進んでおり、知的財産の保護を適切に行いつつ、高い付加価値の製品・サービスを提供することが求められている。

自動車や電機のようにアジア進出に長い歴史を持つ産業や、これまで国内生産を中心としていた鉄鋼や化学等、アジアにおける展開状況は業界の特性により多様である。しかしながら、総じて、経営統括、研究・開発・設計、高い付加価値を生む製品・サービスや部品・素材の生産・提供に関する拠点を日本に立地し、コスト競争力の維持やローカル・ニーズに対応するための調達・生産・加工・組み立て等については、アジア各国で拠点を構築する傾向にあると言える。特に近年は、ローカライズを深化させるために必要な地域統括拠点や開発拠点等をアジアに新設する動きもみられる。

とりわけ日本については、世界第3位のGDPとしての市場規模や、過去の設備投資・人的投資・生産販売ネットワークの構築等の蓄積から、全社的な経営統括や国内市場向けの営業販売としての役割に加え、研究開発を起点とした

イノベーションの創出の場、高い付加価値を生む製品・部品・素材・サービスの開発・生産・提供の場、すなわちマザー工場としての役割が強く期待されている。

しかしながら、わが国のビジネス環境は、競合国と比して高い優位性を有しているとは言いがたい面もある。今後、アジア各国の市場が一層拡大し、インフラ・産業集積を含めたビジネス環境が充実することとなれば、日本企業といえども、主たる拠点としての機能を海外に移転する可能性は否定できない。引き続き、わが国企業が諸外国に対して高い付加価値の製品・サービスを提供し、わが国がアジアにおけるバリュー・チェーンの中で重要な役割を担い続けるためには、わが国が、文字通り安倍政権が掲げる「世界で一番企業が活動しやすい国」となる必要がある。

2. 競争力強化に向けて重視すべき施策

わが国企業のアジア市場での競争力強化に向けた方向性は大きく二つある。

第一に、設備・人材・知の蓄積が残っている日本での付加価値創出力を一層高めることである。そのためには、政府において、事業環境のイコール・フットィングを確保しつつ、研究開発を起点としたイノベーション創出に向けた基盤強化に取り組むことが求められる。

第二に、域内におけるサプライ・チェーンをさらに整備・強化し、より市場に近いところで付加価値を創出していくことである。アジアは発展段階や法制度等が多様であり、域内においてモノ・ヒト・カネ等が自由に移動できる事業環境を整備するとともに、わが国企業のアジア各国における生産・販売活動を支援する施策が求められる。

(1) 日本の付加価値創出力の強化

1) 国際的なイコール・フットィングの確保

わが国企業がアジアさらには世界に対して高付加価値の製品・サービスを提供していくためには、日本が国内外から優れた人材、資金、アイデアを集め、画期的な製品・サービス、ビジネスモデルが次々と生まれる場となる必要がある。特に、対日直接投資の観点からは、国内外の企業から見て日本に対する期待成長率を高め、投資に見合う新たな事業機会を提供していくことが求められる。

世界各国は立地競争力の強化に取り組んでいる。規制改革、税・社会保障負担の軽減、基幹インフラの充実をはじめ事業環境の国際的なイコール・フットィングを確保することは、国としての責務であり、最優先で取り組むべき課題である。¹⁵なかでも、規制改革は新たな事業機会を創造していく上でも重要で

¹⁵ 経団連が2013年12月から2014年2月にかけて行った「日本の国際競争力調査・プレ調査の結果概要」(2014年4月15日)では、税・社会保障負担、海外展開のしやすさ、規制改革、電力インフラ、労働の柔軟性といった、いわゆる六重苦について改革を求める声大きい。その他、科学技術・イノベーション環境や、外国人受入れ、人材育成等の分野での改革を求める声も少なくない。

ある。例えば、医療・介護、農業・バイオ、ICT等の成長が見込まれる分野であっても、国内規制が厳しいが故に、国内での事業を断念するケースや国外でまず事業を開始するするケースもみられる。企業は新たに制度化された「国家戦略特区」や「企業実証特例制度」、「グリーゾーン解消制度」も積極的に活用し、新たなビジネス・フロンティアの開拓を進めるとともに、政府にはこうした動きを後押しするための政治のリーダーシップを強く期待する。

また、主要国で法人実効税率の引下げ競争が展開される中、国・地方をあわせた法人実効税率を速やかに、アジア近隣諸国と均衡する25%程度へ引き下げる道筋をつける必要がある。併せて、社会保障制度改革を通じて、社会保険料負担のさらなる増加を抑制していくべきである。

基幹インフラについて、経済性ある価格での安定したエネルギー供給の確保が必要であることは論を待たないが、アジアでのサプライ・チェーンを整備・強化していく上では、国内での物流機能の強化も不可欠である。官民の適切な協力の下、空港・港湾をはじめとするインフラの強化とインフラ間の連携を進めることに加えて、新KS/R A制度¹⁶やAEO制度¹⁷、NACCS¹⁸等の見直しにより、貿易に係るセキュリティ確保や物流の一層の円滑化を図ることが求められる。

2) イノベーション創出力の強化

研究開発はイノベーションの創出の起点である。民間企業の研究開発を支援するため、基礎研究に加え実用化・事業化に向けた研究開発への支援強化、研究開発税制の拡充等が必要である。同時に、国の体制を強化するため、総合科

¹⁶ 新 Known Shipper/Regulated Agent 制度：航空貨物のセキュリティレベルを維持し物流の円滑化を図るため、航空貨物について荷主から航空機搭載までの過程を一貫して保護することを定めた ICAO (国際民間航空機関) の国際標準に基づき制定された保安対策制度。

¹⁷ AEO (Authorized Economic Operator) 制度：国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、わが国の国際競争力を強化するため、貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。

¹⁸ NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)：入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。

学技術会議の司令塔機能の発揮、政府研究開発投資対GDP比1%、総額約25兆円の予算目標の実現を進めるべきである。また、知的財産の適切な保護と活用を図るべく、技術情報等の保護の強化、職務発明の法人帰属化等を進めるなど、知的財産法に係る改革も重要である。

イノベーションにおける最大の資源は人材であり、いわゆるグローバル人材や理工系人材の育成に向け、初等中等教育における英語教育の抜本的拡充や多様なカリキュラムの普及、高大接続の改善、大学の国際化や理工系人材育成戦略の策定と着実な実施等を推進する必要がある。同時に、多様で柔軟な労働環境を整備するため、労働法制に関する改革にも積極的に取り組むことが求められる。

さらに、知の競争時代においては人材の多様性の確保が鍵を握っており、諸外国から優秀な人材を惹きつける環境整備が不可欠である。専門的・技術的外国人材¹⁹の積極的受け入れ促進、技能人材²⁰等の、一定の技能や資格を有するより幅広い外国人材の受け入れ、外国人材の定着に向けた総合的な受け入れ体制の整備を推進することが重要である。

(2) アジア域内のサプライ・チェーンの強化

1) アジアでの経済連携・協力の推進

ボーダレスな事業展開を可能とするためには、TPPの早期締結、RCEP

¹⁹出入国管理基本計画（出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき法務大臣が策定）等では、「出入国管理及び難民認定法」別表第1及び2の表に掲げられた在留資格のうち、外交、公用及び技能実習を除く、就労を目的とする在留資格を付与されている専門的な知識、技術、技能を有する外国人材とされている。「高度な専門的な職業」（教授、法律・会計、医療等）、「大卒ホワイトカラー、技術者」（技術、人文知識、企業内転勤）、「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」（技能等）に大別される。

²⁰専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格のうち、現行の法令上、技能分野で就労可能な在留資格である「技能」で認められる活動は、「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務」とされ、外国料理人、外国建築家、宝石加工、スポーツ指導者等に限定されている。例えば、ものづくりの現場で必要とされる技能分野（職業能力開発促進法に基づき実施されている技能検定の実施職種）のほとんどで外国人の就労は認められていない。

²¹や日中韓 F T A の交渉加速、既存の二国間 E P A の深化等、経済連携を推進することが最優先課題となる。F T A 間のルールの調和を考慮しつつ、高いレベルでのモノ・サービス貿易の自由化、投資の保護・自由化、人の移動の自由化・円滑化、知的財産の保護、貿易の円滑化等を実現することが求められる。加えて、租税条約や社会保障協定の締結を一層推進することで、税や社会保障費に係る二重支払の負担を軽減することも重要である。

経済連携の推進と併せて、ハード・ソフト両面での輸送インフラの整備により、物流面での分断を解消しアジア域内のリンケージを強化することも不可欠となる。2つの東西回廊と南北回廊といった基幹道路と橋梁の整備はもとより、交通規則や通関制度の改善を含め、わが国企業にとって重要な産業集積、経済特区、港湾等との円滑なアクセスを確保することが求められる。加えて、国によっては、電力・通信・上下水道等の公共インフラが脆弱であり、官民を挙げてその整備に協力するため、機動的かつ戦略的な推進体制の確立や、円借款や海外投融資等を活用した迅速かつ柔軟な資金供与、トップセールスの推進と民間人材の活用に加え、国籍を問わず強みを持つ企業とのコンソーシアム組成の容認、国内における P F I 拡充による事業実績の積み上げ等を推進すべきである。

また、わが国は環境保全や省エネルギー、安全等に係る規制・基準の面でアジアにおいて先進的であることが多く、それを満たす優れた技術を多数有している。将来的な国際標準化、制度の調和を見据え、欧米諸国に主導権を握られることなく、わが国が有する優れた制度や基準をアジア諸国に導入するための働きかけや制度整備支援を積極的に展開すべきである。さらに、労働問題や知的財産に係る問題、法制度の未整備や規制当局による裁量、商慣習上の違い等に起因する問題についても、政府間協議や法制度整備支援等を通じて、ビジネス上の障害とならないよう取組みを推進することが重要である。

²¹ RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) : 日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、A S E A N 諸国の 16 カ国による包括的経済連携構想。2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会合において正式に交渉が立上げられた。

2) 域内での生産力・販売力の強化

域内での生産力を強化していく上では、各国において高度な産業集積が形成されることが効果的であり、今後、いわゆる裾野産業を支える中堅・中小企業のアジア展開を促進することが必要となる。これら企業は海外展開に係るリスクの許容度や人材の厚みに課題を有することが多く、これまでの支援施策の効果に関する分析および検証の徹底を図った上で、公的支援における各種必要書類のさらなる簡素化・簡便化、JETROやJBIC等による相談・支援体制の強化、労働関係および事業撤退に関する情報収集・発信の強化、人材面に関する支援の拡充等が求められる。

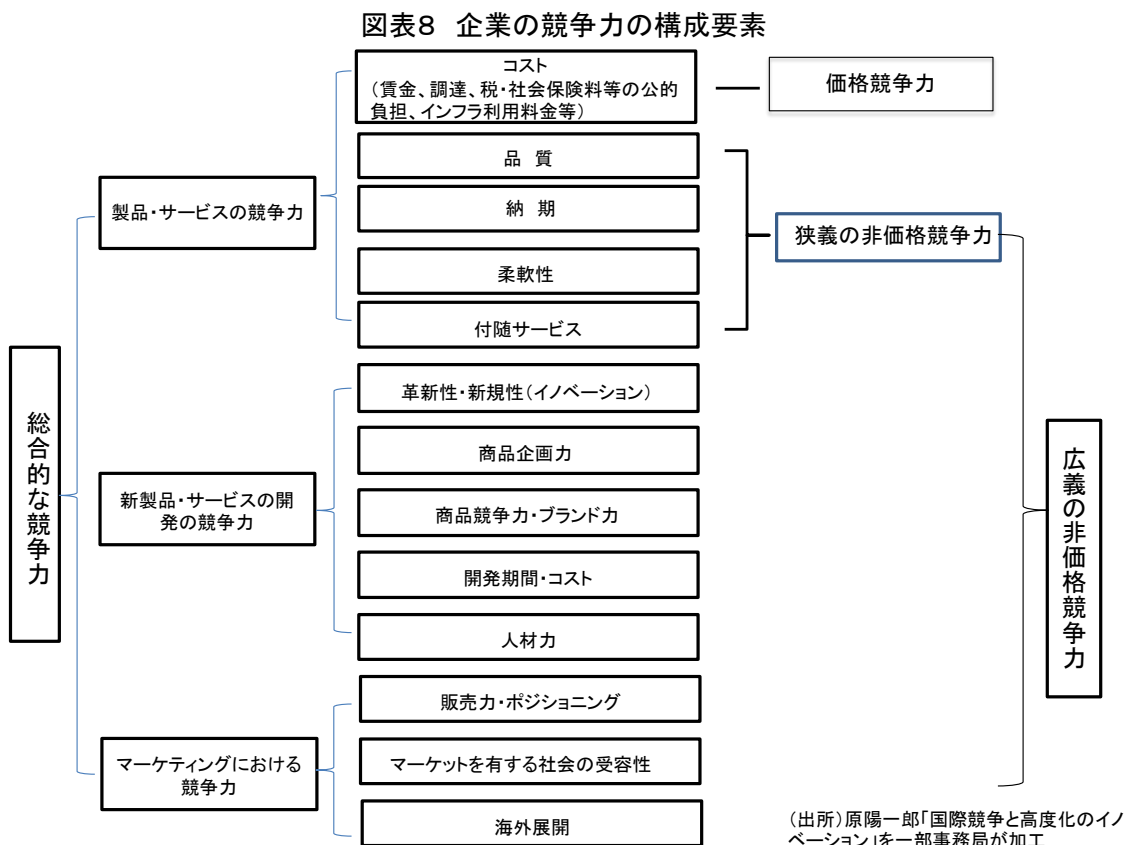
また、日本ならではのきめ細やかで安心なサービスや、食・ファッション・コンテンツなど日本の文化や感性に由来する産業は、アジアにおいても高い付加価値を創出できる可能性がある。いわゆるジャパン・ブランド²²の確立、国を挙げたマーケティング・プロモーションの推進、海外需要開拓支援機構における資金の有効活用等に取り組み、日本の文化・商品・サービス等の海外需要開拓を支援すべきである。域内でのジャパン・ブランドの浸透は、他産業のブランディングにも波及するものであり、わが国企業の販売力強化にも資する。

さらに、わが国企業がアジアにおいて継続的に事業を展開する上では、何よりもわが国とアジア諸国との良好な外交関係が維持されることが前提であり、これら諸国との二国間関係がビジネス上の障壁とならないよう常に配慮が求められる。アジアでの経済連携・協力を一層推進することで、経済的な結びつきをより緊密なものとすることで、二国間関係をより強固なものにできる。

²² 農林水産業や鉱工業、観光等のサービス業をはじめ、わが国の全産業が提供する商品・サービスの品質・機能や感性価値、その基盤となっている日本の自然・歴史・文化や国民性についての国際的な理解を促進し、信頼され親しまれる国家としてのブランド力。

補論 企業の競争力と国の競争力

企業は、国内外の商品・サービス市場の多くで、業界の大多数の企業と比較して、自社が収益を得るポテンシャルが上回っている状態とその具現化を目指し、競争力の優位性の確保に努めている。図表8は、競争力を構成する主要要素を「製品・サービス」、「新製品・サービス開発」、「マーケティング」の3つに分類したものである。



例えば、製品・サービス市場で、ある企業の競争上の優位性の源泉が明らかになると、競合する企業は、コスト面での競争はもとより、品質面においても独創性を発揮して、相手企業を凌駕する性能やデザインを持つ製品・サービスの開発にスピード感を持って取り組むとともに、広報戦略や商慣行の変更等も講じて、市場の性格を自社にとって都合の良いものとするように行うこともある。

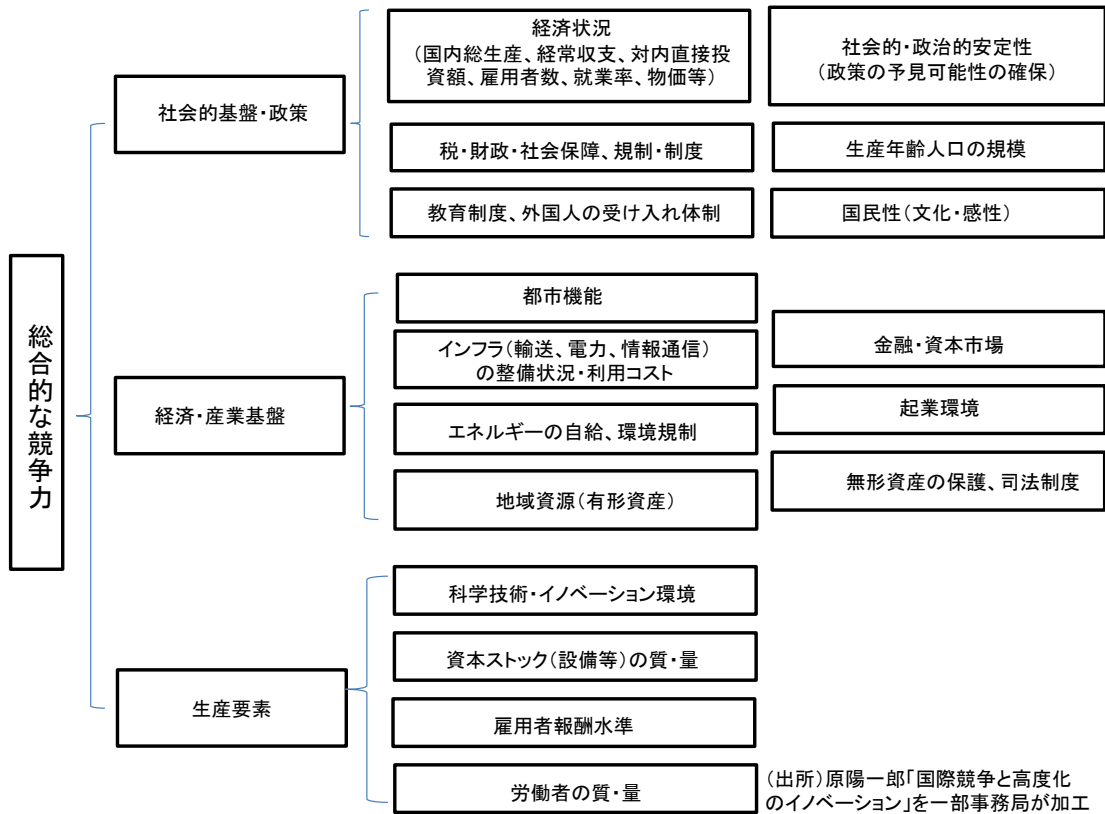
こうした企業間の競争は、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への

投資が増大することにより、地理的・数的な広がりを見せている。

企業の競争力強化に向けた取り組みは、事業規模の拡大に伴い、生産・雇用が増え、それに伴い域内人口も増え経済も活性化されることから、当該企業が所在する地域・都市、ひいては国の競争力にも大きな影響を与える。例えば、当該地域内で生産した製品・サービスを域外に移出する産業が地域の中心的な役割を果たしている場合には、域外からの新たな製品・サービスに対する需要の拡大に伴って、関連企業への波及や各種の対個人・対事業所サービスの拡大といった派生需要も生み出すことになる。また、個々の企業の事業規模が大きくなるとも、同じ地域に集中することにより外部経済効果を得て、産業全体として収穫逓増が生まれる場合にも、同様の影響が考えられる。わが国では、狭い国土という物理的な近接性と製品・サービスに対する高い技術力・生産力によって、様々な業種の企業が各地にクラスターを形成し、独自のサプライ・チェーン、バリュー・チェーンを構築してきたことが競争上の強みとなってきた。

もちろん、グローバル化が進む中では、企業が自らの競争力を高める取り組みのすべてが、地域・都市、ひいては国の競争力につながるわけではない。政府に期待される役割は、企業が持つポテンシャルを存分に発揮させるよう、企業立地上の競争条件のデメリットをなくすこと、すなわち事業活動に関わる規制、税制・財政等のソフト面や物流関連インフラ等のハード面での環境を、国際的に遜色ない水準とすることである（図表9）。グローバル化の進展が国内の産業構造に大きな影響を与える中であっては、企業の競争力強化に関する取り組みに際して、国、地方の政府が果たす役割は一層大きくなっていくことは明らかである。

図表9 国の競争力の構成要素



企業の競争力強化を通じて経済活動が活性化し、家計の所得向上・消費増加が企業の投資を刺激することで、さらなる企業の競争力強化、国の経済成長という好循環を形成することにつながっていく。他方、事業環境の国際的なイコール・フットイングが遅れるならば、こうした好循環は期待できない。国内において企業のイノベーション活動は滞り、投資も減少する一方で、より市場に近い海外投資をより積極的に指向することを促しかねない。結果として産業空洞化を招き、国の競争力を弱めるという悪循環に陥ることが強く懸念される。

また、地域・都市の立場からみても、域内経済社会を持続可能とするためには、資金を呼び込む力を持つ基盤企業の存在と、域内に流入した資金を循環させ、流出を防ぐ力が求められる。そのためには、都市の魅力向上につながる地域資源の有効活用、すなわち国境を越えたヒト・モノ・カネ・情報等の動きが拡大を続ける中であって都市間の比較優位性の発揮が不可欠であり、それを作り出す継続的な努力が求められる。

以上

別 添 電力制約克服に向けた政策要望集

1) 経済性のある価格で安定的な電力の確保

①早急に検討・措置すべき施策

➤ 安全性の確保を大前提とした、原子力発電所の再稼働プロセスの加速化

国として原子力を引き続きベース電源として活用していくとの基本的考えの下、安全性の確保を大前提に、原子力発電所の再稼働プロセスを可能な限り加速する。

➤ 固定価格買取制度、地球温暖化対策税の見直し

エネルギー価格の上昇要因となっている固定価格買取制度及び地球温暖化対策税を抜本的に見直す。

➤ 電力システム改革の丹念な検討

エネルギー政策の大きな目的である良質な電力の経済性のある価格での安定供給が確保されるよう、幅広い関係者の意見を聞きながら、諸外国の経験をも踏まえた丹念な検討が求められる。その際、発送電分離等の電力システム改革が、電力システムの効率性や電力料金等に与える影響について、具体的な分析を行い、国民および産業界に対してわかりやすく示す。

➤ 火力発電所の環境アセスメント手続きの簡素化

経済産業省・環境省「東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議取りまとめ」(2013年4月25日)に沿って火力発電所の環境アセスメントを運用する。また、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境アセスメント手続きの対象外とする。

➤ 風力・地熱発電所の建設に係る環境アセスメントの迅速化・合理化

風力・地熱発電に係る環境影響評価の申請期間(現在3～4年)の短縮化のため、調査を他の手続と同時並行で進める、調査結果の審査を国と自治体が合同または並行して実施し、さらに、住民への縦覧・意見集約も並行して実施などの合理化を行う等の措置を講じる。

②中長期的に検討・措置すべき施策

i) 化石燃料の確保・有効活用

➤ 積極的な資源外交の展開

化石燃料の安価・安定供給確保のために、海外権益の確保や価格交渉力の強化等に官民が協力して取り組む。

➤ わが国近海に賦存する海洋資源の開発・商業ベース化の実現

メタンハイドレード等わが国近海に賦存する海洋資源の開発・商業ベース化を実現するため、「新しい海洋基本計画」（平成25年4月26日閣議決定）に基づき探査・技術開発等を積極的に実施する。

➤ シェールガスなど非在来型天然ガスの活用のための環境整備

シェールガスなど非在来型天然ガスの供給増加や、わが国における今後の天然ガスシフトを見据え、国内パイプライン網などを整備する。

ii) 再生可能エネルギーの普及

➤ バイオマス発電にかかる廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可の不要化

バイオマス発電の普及促進に向けて、再生利用認定制度の対象範囲を拡充するとともに、一定の条件の下（例：自社・グループ会社から発生した廃棄物を受け入れてバイオマス発電を行う場合等）、廃棄物処理業の許可や廃棄物処理施設の設置許可を不要とする制度を構築する。

➤ 東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和

東日本大震災の影響を受け、放射能汚染によって耕作ができなくなった第1種農地について、将来の農地再生を条件に、再生可能エネルギー発電施設等の設置を可能とする。

2) 各企業の省エネ化等の取り組みの支援

①自家発電設備の導入促進

・分散型電源導入促進事業費補助金など各種補助金を拡充する。

- ・太陽光発電の導入促進に向けて、工場建屋の屋上に設置された太陽光発電パネルの緑地面積加算や建築物の屋上に設置する太陽光発電設備設置基準の見直しなどを行う。

②省エネ機器の普及、省エネ技術の革新

- ・省エネ先端設備導入補助金やエネルギー使用合理化事業者支援補助金等の各種補助金枠を拡大するとともに、補助率及び補助金限度額、対象機器を拡充する。
- ・経団連「エネルギー・低炭素化技術アンケート(2013年7月22日)」で挙げられたエネルギー需要側で注力すべきとして挙げられた14技術分野をはじめとする省エネ技術の研究開発を推進する。

③エコカー、エネファームの普及

- ・次世代自動車充電インフラ整備促進事業等の各種補助金の補助率、補助金限度額及び給付対象の拡大を図る。
- ・水素ステーションや充電器の整備等に関わる各種規制・制度改革を断行する。
- ・家庭のエネファーム導入促進に向けて補助を行うとともに、低コスト化のための研究開発等を進める。

3) 電力の地域連携・面的融通の円滑化

- ・東日本と西日本の電力融通拡大に向けた周波数変換機能の増強および各地域電力会社の送電網の容量拡大を行う。
- ・エネルギー関連は経済産業省、配線の埋設であれば道路管理者といったように複数の行政機関に跨る申請窓口を一元化する。同様に、海水、河川水、ごみ焼却場排熱等の未利用エネルギーを利用する場合も協議すべき行政機関を一元化する。
- ・地域熱供給を行う場合、需要家の受入施設における機械室を容積率に不算入

とする。また、コージェネ、非常時用電力自営線等の省エネルギー、BCPに資する設備の導入についてもその設置スペースについての容積不算入、または、割増による導入インセンティブ強化を図る。

- ・建物間での熱融通配管・電力融通配線の公道設置に関する道路占用許可基準を設ける。
- ・熱供給事業法では、温度・圧力などの熱媒体の供給条件が固定化されており、負荷の季節変動に応じた弾力的かつ効率的運用がしにくい。なりゆき温度による供給等、需要家側のニーズにあったエネルギーの質とコストで事業を行える環境を整える。
- ・コージェネレーションによる電力と熱の二つのエネルギーを一体的に供給する事業を法的に位置づける。

4) エネルギー関連産業の競争力強化と海外市場の獲得

- ・二国間オフセットメカニズムの本格的な導入や円借款・無償資金協力、国際協力機構（JICA）による投融資、国際協力銀行（JBIC）による投資金融、日本貿易保険（NEXI）による貿易保険などの手段を組み合わせ、日本の省エネ技術・製品の海外展開を図る。
- ・また、同技術・製品等を安心して海外展開できるよう知的財産権を適切に保護する。
- ・日本のエネルギー技術・製品等に関する国際標準原案の開発・提案等を行う。
また、開発した国際標準について、普及を見据えた実証、試験・認証基盤の構築等を実施する。

以 上